

総社市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月13日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第31号

総社市税条例の一部を改正する条例

総社市税条例（平成17年総社市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第62条の3 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「再生法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている再生法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において再生法第17条の2第4項に規定する <u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u> （以下「認定整備計画」という。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の税率は、第62条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0、第2年度については100分の0.35、第3年度については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100	第62条の3 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「再生法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている再生法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において再生法第17条の2第4項に規定する <u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u> （以下「認定整備計画」という。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の税率は、第62条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0、第2年度については100分の0.35、第3年度については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分

改正後	改正前
<p>分の0、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。</p> <p>2 前項の税率は、地域再生法省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、再生法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して固定資産税を課する場合に対して適用する。</p> <p>3 前2項の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～16 略</p> <p>17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0</p>	<p>の0、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。</p> <p>2 前項の税率は、地域再生法省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、再生法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して固定資産税を課する場合に対して適用する。</p> <p>3 前2項の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～16 略</p>

改正後	改正前
<u>とする。</u> <u>18</u> 略	<u>17</u> 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。